社援総発０５３０第１号
平成２３年５月３０日

各　都道府県　災害救助法担当主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その８）

応急仮設住宅に標準的に設置されているエアコン等の附帯設備については、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる応急仮設住宅においても、下記のとおり、同様の取扱いとしているので、御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

応急仮設住宅に標準的に設置されている必要最低限度の仕様の附帯設備（エアコン、ガスコンロ、照明器具、給湯器、カーテン）に要する相当な費用は、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借上げにより応急仮設住宅として供与する場合についても、その家賃等の中で、当該費用相当を上乗せして国庫負担の対象としている。このため、当該附帯設備が設置されていない住宅について、その住宅の所有者・管理者が新たに設置した場合には、通常、家賃等の中で相当な費用を国庫負担の対象とすることとなる。

しかし、所有者・管理者の都合等により、このような対応が困難な場合には、都道府県が住宅の所有者・管理者に対して当該附帯設備の設置に係る相当な費用を支出した場合も応急仮設住宅の費用として国庫負担の対象とすることとして差し支えないので、事前に前広にご相談願いたい。なお、このような取扱いを行った場合は、供与期間終了時に当該附帯設備の清算を行う必要が生じることに留意されたい。